

財団法人 安田奨学財団 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人安田奨学財団 という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号
に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、我が国の大学で経済学又は法学・スポーツに係る学
問を学ぶ外国人留学生と、スポーツ技能の鍛錬に励む外国人留学生
に対して奨学金を給与し、もって国際親善に寄与することを目的と
する。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 外国人留学生に対する学資金の給与
- (2) 学資金を受ける外国人留学生に対する生活指導及び助言
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

(4) 基本財産とされている株式に基づき取得した無償新株式

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更

する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の意見を付け、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員、及び職員

(役員の種類別)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内(うち、理事長1名及び常務理事1名

とする。)

(2) 監事 2 名

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長及び常務理事を定める。

2. 理事のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。

3. 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第 17 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務に従事する。

4. 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会

を招集すること。

(役員の任期)

- 第 19 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

- 第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 役員を解任しようとするときは、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

- 第 21 条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。
2. 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が決める。

(評議員の選出)

- 第 22 条 この法人には、評議員 6 名以上 12 名以内を置く。ただし、理事現在数と同数以上を置かなければならない。
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
 3. 評議員のうちには、役員のうち 1 人と親族その他特殊の関係のある者の数又は、評議員のうち 1 人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。
 4. 評議員は、この法人の理事を兼ねることはできない。
 5. 評議員中には第 19 条から第 21 条までの規定を準用する。この

場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認められる事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員の同意を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) 奨学金給与規程の変更に関する事項
 - (7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの
2. 評議員会の議長は、その会議において出席評議員の中から互選により定める。
3. 第25条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第29条 この法人には、第4条第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

(委員)

第30条 奨学生選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって構成する。

2. 委員は、学識経験のある者又は、各界での経験実績がある者のうちから理事会において選出し、理事長が委嘱する。
3. 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれることにはならない。

4. 第16条第2項の規定は委員について準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この法人の寄附行為の変更は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に帰属させるものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 寄附行為及び奨学金給与規程
- (2) 役員、評議員及びその他の職員等の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

- (6) 許認可に関する書類
- (7) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (10) 官公署往復書類
- (11) 登記に関する書類
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。

- (1) 第1号から第8号のものは永久
- (2) 第9号のものは10年以上
- (3) 第10号から第12号までのものは1年以上

3. 第1項第1号、第3号、第7号及び第8号に掲げる書類及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第35条 この法人は、保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第36条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

この写しは、正本と相違ありません。

財団法人 安田奨学財団

理事長 安 田 隆 夫